

外国特許トピックス

2013年 6月
特許業務法人 志賀国際特許事務所
(担当 原田雅史)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

PCT 関連情報のご案内

1. PCTの新規加盟国（サウジアラビア王国）

サウジアラビア（国記号：SA）は、2013年5月3日に特許協力条約（以下PCT）への加入書を世界知的所有権機関（WIPO）へ寄託し、2013年8月3日にPCTが発効します。これにより、サウジアラビアはPCTの147番目の加盟国として、2013年8月3日以降に出願される全ての国際出願において、指定国に同国が含まれることとなります。また、PCT第2章に拘束される締約国として上記発効日以降に請求される国際予備審査請求では、サウジアラビアは選択国として選択されることとなります。

なお、サウジアラビア、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、およびアラブ首長国連邦の6ヶ国で構成されるGCC（湾岸協力会議）は未だPCTに加盟しておらず個別の出願が必要です。

2. 日本国特許庁によるPCT国際出願の国際調査・国際予備審査の管轄拡大

日本特許庁はPCTにおける国際調査・国際予備審査機関としてこれまで日本、韓国、フィリピン、タイ、ベトナム、シンガポール、マレーシアの7ヶ国を管轄していましたが、2013年6月よりインドネシアを受理官庁とするPCT国際出願の国際調査・国際予備審査を開始することとなりました。この管轄拡大によりインドネシア特許庁を受理官庁とするPCT国際出願に対する国際調査、国際予備審査が可能となり、アセアン主要国の一つであるインドネシアに対する審査協力の強化が図られることとなりました。今回の管轄拡大の趣旨について日本特許庁は以下の通り述べております。（平成25年6月特許庁最新情報より引用）

「我が国企業によるアセアン各国を含む新興国等への研究開発拠点の海外展開が拡大しており、現地での知的財産活動が活発になっております。そして、現地で生まれた発明については、現地の特許庁を通じて権利化するニーズが高まっており、これらの発明が適切に保護される環境が求められております。

日本国特許庁は、アセアン各国を始めとした新興国等を受理官庁として出願されたPCT国際出願について、出願人の希望があれば日本国特許庁が国際調査報告・国際予備審査報告を作成・提供できるよう、国際協議によりその対象国（管轄国）の拡大を図っています。これにより、管轄国の特許庁に出願されたPCT国際出願について、日本国特許庁による質の高い先行技術調査結果を提供することができます。日本国特許庁は、このような現地日系企業を含む現地出願人が新興国を始めとする海外で安定した権利を得ることができる環境の実現に向けた審査協力等の取組を行うことで、企業のグローバルな事業活動の支援に努めています。」

また、日本国特許庁が国際調査・国際予備審査を行う国際出願の言語は次の通りです。

受理官庁	日本国特許庁が国際調査・国際予備審査を行う国際出願の言語	日本国特許庁が国際調査報告・国際予備審査報告を作成する際に利用する言語
国際事務局	あらゆる言語(*)	日本語又は英語
日本国特許庁	日本語又は英語	日本語又は英語
韓国特許庁	日本語	日本語
フィリピン知的財産庁	英語	英語
タイ王国商務省知的財産局	英語、タイ語(**)	英語
ベトナム国家知的財産庁	英語	英語
シンガポール知的財産庁	英語	英語
マレーシア知的財産公社	英語	英語
インドネシア知的財産権総局	英語	英語

(*) 日本語、英語以外の言語によるPCT国際出願の場合は出願人は日本語または英語の翻訳文提出要

(**) タイ語によるPCT国際出願の場合は出願人は英語の翻訳文提出要

以上